

学校における感染症の種類と出席停止について

感染症の予防に関しては、感染症予防法を始めとする諸法令があり、学校の生徒にも適応される。学校は、抵抗力の弱い児童生徒の集団生活の場であり、集団的に感染・発病する危険性が高いので、学校保健安全法(第19・20条)により、特に予防措置を規定している。

学校感染症の種類と出席停止期間については、下記のように定められている。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(H5N1またはH7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 手足口病 伝染性紅斑 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) マイコプラズマ感染症 ヘルパンギーナ他	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

・インフルエンザの場合

- ・診断書
- ・薬の説明書 インフルエンザの治療薬があるもの
- ・検査結果報告書 インフルエンザの結果が(+)のもの
- ・登校許可証 インフルエンザの病名ありのもの どれか1つを提出してください。

・その他の学校感染症の場合

- ・診断書を提出してください。

考査時の扱いについて

通常の登校日とは異なり、考査期間中は必ず 出校停止期間が記載された診断書 の提出が必要になります。

※診断書とは病名・期間・医療機関の署名が書かれているもの